

令和4年度農作業賃金等の標準額について

令和4年度農作業賃金等の標準額を次のとおり設定しましたので、賃金等の支払い、受領について、ご協力くださるようお知らせします。

作業内容		単位	金額	摘要	
水稲作業	耕起	10 a	4,000円	2番耕起以降 3,000円	
	代掻	10 a	7,500円	代掻2回	
	育苗	1 箱	750円	資材費含む(箱施用剤除く)、運搬料別	
	田植	10 a	6,800円	同時作業の場合(施肥、除草剤散布、箱施用剤散布)各1,000円を加算	
	施肥	10 a	1,000円	ブロードキャスター1回散布	
	薬剤散布	粉・粒	10 a	2,000円	薬剤委託者持ち、1kg剤・3kg剤共に1回散布
		液	10 a	2,000円	薬剤委託者持ち
	刈取脱穀	10 a	16,000円	籾運搬を含む、状況に応じ割増(5割増まで)	
	乾燥調製	1 俵	1,500円	包装作業を含む、乾燥750円 調製750円	
麦類作業	耕起	10 a	4,000円	2番耕起以降 3,000円	
	施肥	10 a	1,000円	ブロードキャスター1回散布	
	播種(ドリル播種)	10 a	4,300円	施肥含み 5,300円	
	麦踏み	10 a	850円		
	薬剤散布	10 a	2,000円	薬剤委託者持ち	
	刈取脱穀	10 a	11,700円	麦運搬を含む、状況に応じ割増(5割増まで)	
大豆・そば作業	播種	10 a	3,700円	施肥含み 4,700円	
	中耕・培土	10 a	4,300円		
	薬剤散布	10 a	2,000円	薬剤委託者持ち	
	刈取脱穀	10 a	9,600円	大豆・そば専用コンバイン 運搬1,000円	
その他作業	刈取脱穀	10 a	6,400円	大型汎用コンバイン 運搬1,000円	
	堆肥散布	2 t	2,100円	マニアスプレッター 堆肥代別	
	畦畔作り	1 m	60円	片面作業	
	一般農作業	1 日	8,000円	標準8時間、作業内容に応じ増減	
排対水策	軽作業	1時間	882円~	野菜調製作業等、軽微な作業	
	明きよ排水	1 m	60円		
	サブソイラー排水	10 a	3,700円	2m間隔	

(注)本表は標準額でありますのでは場条件、作業の難易等著しく異なる場合は、それらを勘案して当事者間で決定してください。消費税は内税となっています。

◆ 農作業の委託はJAしおのや高根沢地区機械銀行へご相談ください。

◆ 「急ぐ」・「無理」・「疲れ」は事故の元、農作業安全につとめましょう。

◆ JA機械銀行有機械貸出し料金 ◆

機 械 名	単 位	単 価	台数	利 用 基 準
トラクター 43PS	1アワー	3,000円	2 台	軽油農協持ち
トラクター 55PS(大特)	1アワー	4,200円	1 台	軽油農協持ち
深耕ロータリー	10 a	500円	1 台	トラクター別
エアージェクター	10 a	500円	1 台	トラクター別
畦塗り機	1 m	10円	2 台	トラクター別
溝堀り機	1 m	8円	2 台	トラクター別
ブロードキャスター	10 a	200円	1 台	トラクター別
ハローシーダー	10 a	700円	2 台	トラクター別
乗用管理機(中耕培土・防除兼用)	10 a	500円	2 台	燃料使用者持ち
大豆コンバイン	10 a	3,000円	2 台	燃料使用者持ち
大豆選別機	1袋(30kg)	30円	2 台	
プラソイラ	10 a	600円	1 台	トラクター別
飼料用コンバインベアラ	10 a	4,400円	1 台	燃料使用者持ち
ラッピングマシン	1ロール	60円	1 台	トラクター別
ホイルローダ(ロールグラブ)	10 a	2,600円	1 台	燃料使用者持ち
ホイルローダ(バケット)	1アワー	3,500円	1 台	燃料使用者持ち

※返却の際には、清掃・水洗い等をして元の位置に戻してください。消費税は内税となっています。

◆ JAカントリーエレベーター利用料金 ◆

作物名	単 位	利用料金	参 考
大 麦	荷受重量 1 kg当り	20.4円	製品50kg当り 約1,298円(水分16.8%)
水 稻	荷受重量 1 kg当り	18.4円	製品60kg当り 約1,680円(水分23.6%)
大 豆	荷受重量 1 kg当り	10.3円	製品60kg当り 約823円(水分15.2%・被害粒混入率15.8%)

※消費税は内税となっています。

高根沢地区センター営農課 TEL:676-0233

◆ 農地の賃借料情報 ◆

平成21年の農地法改正により標準小作料制度が廃止されたため、代わりに農地法第52条に基づき、過去1年間に契約された賃借料の平均水準をお知らせいたしますので、この賃借料情報を参考に当事者同士でよく協議した上、賃借料の額を決めてください。

令和3年1月から令和3年12月までに、基盤法における利用権を設定した際の賃借料の平均額(10a当りの年額)は次のとおりです。

農地区分	地 区	平 均 額	デ ー タ 数	物 納 の 平 均 値
田	町 全 域	14,000円	550	70kg / 10a
畑	但し市街化区域を除く	7,700円	8	

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、金額に換算せず、物納の平均値を掲載しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※4 詳しくは農業委員会にお問い合わせください。 [高根沢町農業委員会事務局 TEL 675-8108]

《見やすい所に貼ってください》